

金融税制調査会発言要旨（第2回）

平成22年8月4日

中央大学法科大学院教授 森信茂樹

- 1、 金融所得についてどのように課税するのかという点については、金融所得の性格（グローバルな金融取引、足が速い所得、租税回避が容易等）や先進諸国の税制との整合性をふまえて検討することが必要である。
その際、わが国の豊富な金融資産をどう経済成長に結びつけるかという観点や、高齢化の下で貴重になる貯蓄をどう活用し豊かな老後の生活に結びつけるのかといった政策的な観点を合わせ考えることも必要である。
- 2、 先進諸国の金融税制は、累進税率をとる勤労所得と「分離して定率・低率で課税する」二元的所得税の考え方の下にある。OECDもIMFも、これからの税制の方向として、二元的所得税を上げている。わが国でも、本格的な所得税制として、二元的所得税・金融所得一体課税を考えるべきである。なお、OECD租税委員会は、わが国税制はすでに「セミ・二元的所得税の国」と位置付けている。
- 3、 金融所得一体課税の具体的方向としては、金融所得の損益通算先範囲の拡大と損益通算期間の延長、さらには後述する金融所得の創設である。市場関係者の透明性を確保する見地から、工程表を作成し議論を進めていくことが必要である。
他方、証券優遇税率（10%）については、所得税累進機能の強化という観点から、既に閣議決定されている「一体化を進めることと引き換えに本則税率（20%）に戻す」ことは容認すべきである。
- 4、 また、所得税の10分類を踏まえつつ「金融所得」概念を作り、経費・損失の明確化を図ることも重要である。2009年のドイツ税制改革では、「資本所得」という概念と、「概算経費」が導入された。
- 5、 1500兆円の金融資産を活用するため本格的な貯蓄・投資促進税制として、日本版IRA（個人年金貯蓄優遇税制）の導入に向けて検討を開始すべきである。増税インパクトを緩和するという効果もある。
（日本版IRAの概要は別紙）
- 6、 なお、金融所得税制は「資本」にかかる税制として、法人税とセットで考えていく必要がある。本則税率に戻す際の増収分は、成長戦略として引き下げが検討されている法人税率の課税ベース拡大に充てることも一案。